

## 国際線旅客ターミナルビル イベントスペース使用マニュアル（兼利用規程）

### （目的）

第1条 この規程は、東京国際空港ターミナル株式会社（以下「会社」という。）が所有するイベントスペース（以下「スペース」という。）におけるイベントを実施する場合を目的とした使用に関し、以下の条件を定めるものとする。

### （施設所有者の権利保護）

第2条 会社および業務委託先である日本空港ビルディング株式会社の競合する企業の利用、会社の権限を侵害する恐れのある申し入れ等が利用者よりあった場合、会社の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承するものとする。

### （使用区域及び施設名称）

第3条 使用できる区域は、別図1～4のとおりとする。

2 各区域において、次のスペースを使用することができるものとする。

(1) 所在地 東京都大田区羽田空港2-6-5 国際線旅客ターミナルビル

(2) 区域

国際線旅客ターミナルビル4階「広小路」 (別図2)

国際線旅客ターミナルビル4階「江戸舞台」 (別図3)

国際線旅客ターミナルビル5階「EDOホール」 (別図4)

国際線旅客ターミナルビル5階「お祭り広場」

### （遵守規則、運営管理）

第4条 本スペースの使用に関しては、「空港管理規程」等の関連法規を遵守するとともに、会社が別に定める「ターミナル供用規則」及び会社の指示する事項に従うものとする。

2 イベント実施中は「催物開催に係る会場管理計画」に基づき、災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図るものとする。

### （実施時間）

第5条 イベントに使用することができる時間帯は、会社が特に認めた場合を除き、原則以下のとおりとする。ただし、展示物のみ設置する場合はこの限りでない。

4階「広小路」 9：00から22：00まで

4階「江戸舞台」 9：00から22：00まで

5階「EDOホール」 9：00から22：00まで

5階「お祭り広場」 9：00から22：00まで

2 実施については、原則として1イベントスペースにつき、1社（また1団体）、14日以内とする。

(使用申込)

第6条 スペースをイベントに使用しようとする者は、指定の期日までに使用申込書(様式1)及びイベントの企画書を会社に提出することとする。

2 会社は、前項の申込書及びイベントの企画書の内容を審査し実施の可否を決定するものとする。

(イベント禁止事項)

第7条 次の各号に掲げる内容又は目的での使用を禁止するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること
- (2) 建物又は付属設備もしくは、備品を損傷、汚損し、又はそのおそれがあること
- (3) 使用権を第三者に譲渡、転貸など、無許可で使用目的や内容を変更すること
- (4) 極端な音楽効果及び異臭を發すること
- (5) 会社の承認を受けないで、集会を催し、寄付金を募集し、物品販売等の行為を行うこと
- (6) 危険物(爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等揮発性、引火性のあるもの及び毒物等)その他、他人に危害迷惑をかけるおそれがある物品、動物等を持ち込むこと
- (7) 会社の承認を受けないで、火、水、熱等を使用しての食品加工、調理等を行うこと
- (8) スモークマシーン、ドライアイス等の使用により広場周辺の通行を阻害するおそれがあること、及びヘリウムバルーン等を使用すること
- (9) 会社の承認を受けないで、物品および、ペットボトル、カン・ビン類、なまもの、アルコール類の提供及び試飲、試食を行うこと
- (10) 会社が定める管理規程等に抵触すること
- (11) その他会社の管理運営上支障が生じること

(防火管理業務)

第8条 イベント主催者は、防火管理責任者を定めるものとし、イベント開催期間中、使用するスペースにおいて防火管理上の責任を負う。

(使用承認)

第9条 審査の結果、会社がスペースの使用を承認する場合には、使用承認書を交付することとする。承認に際して会社は条件を付することがある。

2 使用を承認した後であっても、次の各号に掲げる場合には使用承認を取り消します。

- (1) 第7条に掲げる事項に該当する内容、目的での使用であることが判明したとき
- (2) 行政諸官庁により、中止命令が出されたとき

- (3) 申込書記載事項に虚偽があったとき
- (4) 承諾にあたって会社が付した条件に反したとき又は反することが明白となったとき

3 次の各号に掲げる場合には、使用開始の前後にかかわらず、使用を中止又は制限する場合がある。

- (1) 前項の各号の理由により、使用の承認が取り消されたとき
- (2) 荒天等により、当該施設の使用が不可能となったとき
- (3) 旅客流動に支障が生じたとき
- (4) 要人の来港、ハイジャック、航空機事故、特別警備、その他運営管理上の会社がやむを得ない理由と判断したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ターミナルビルの管理上特に必要が生じたとき

#### (使用料金)

第10条 スペースの基本使用料金は、別に定める「イベントスペース料金表」の通りとする。料金には別途、消費税及び地方消費税を申し受けます。

2 会社は、予告なく使用料金の変更をすることができる。ただし、その場合は事前に通知することとする。

3 会社は、別紙に定める基準に基づき、本使用料金を割引（減額又は無料）することができる。

#### (支払及び払戻)

第11条 使用料金は、使用承認書に記載の額を支払期限までに支払うものとし、会社が入金を確認した時点で契約を成立したものとする。

2 支払期日までにお支払いいただかなかった場合には、申し込みが取り消されたものとし、使用の承認を取り消すこととする。

3 予め支払った使用料金は、次の各号に掲げる場合に限り、全日使用できなかった場合には使用しなかった日の全額分を、一部の時間を使用しなかった場合には全日の使用料金に使用しなかった時間を掛けた額を払い戻しすることとする。

- (1) 当該施設を使用しなかった理由が、会社の責めに帰するとき
- (2) 第9条第3項第2号の場合で、利用者の責めに帰すべき理由によらないとき

#### (損害賠償)

第12条 会社は、火災、盗難、停電その他の事故により利用者、出演者、観客等に損害が発生した場合であっても、故意又は重過失でない限りその責めを負わないものとする。

2 利用者の故意又は過失により、スペースの施設等を損傷し、汚損し又はその他の行為により会社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (安全管理)

第13条 使用期間中（設営・撤去を含む）は、全て利用者の責任のもとに、防災、防犯、施工、搬入出等の安全管理を行なうので必ず常駐する事。

2 利用者および利用者の関係者は、当施設において自己の身体および財産について自らの責任でこれを管理する事。会社は、当施設内外での盗難、紛失、障害等の損失に対して一切責任を負いません。また、利用者および来場者は、これに異議を述べる事はできません。利用者は来場者に対しても周知徹底して下さい。

3 会場使用期間中、当施設内外で混雑が予想される場合には、必要に応じて警備員、整理員を配置し、会社に対して警備、人員整理計画を提出する事。

5 上記以外の事項においても、会社が安全管理上必要であると判断し、指示した事項に関して、利用者は、会社の指示に対して、速やかに協力する事

（付帯費用）

第14条 第4条第2項および第14条第4項を遵守するために必要な警備費及び清掃費は、使用者が負担するものとする。

附則

この規程は、平成22年10月21日から施行する。

平成27年7月12日一部改訂